平成２３年（フ）第１９７号
青森県東津軽郡平内町大字浅所字浅所157番地７
債務者　米谷るり子
１　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月７日午後１時30分
　　青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７６１２号
埼玉県草加市弁天４丁目８―48
債務者　山澤麻衣子
１　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６９０号
東京都江戸川区中葛西３丁目32―17―302
債務者　江頭美子こと　呉　　美承
１　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７７６２号
東京都目黒区青葉台４－６－５　楓方、住民票上の住所東京都世田谷区池尻１丁目６－９―103
債務者　坂上　哲也
１　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月16日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７７８４号
神奈川県川崎市高津区蟹ケ谷49―１―704
債務者　渡辺夏代子（旧姓北沢）
１　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７７９６号
東京都国立市泉２丁目３－２－６―1204
債務者　加藤　利治
１　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７７９７号
東京都国立市泉２丁目３－２－６―1204
債務者　加藤　リイ
１　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７８７１号
東京都品川区東大井２丁目19―11　勝俣方２階
債務者　見代　　一
１　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月16日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７８８３号
東京都北区浮間１丁目９－３―403
債務者　田中井　薫
１　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月16日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７８８５号
東京都荒川区町屋１丁目７－８
債務者　井上　恵子
１　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月16日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９１９号
東京都世田谷区岡本３丁目39―４―115
債務者　折坂　訓也
１　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月16日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９２６号
東京都江戸川区江戸川１丁目19―40
債務者　松本　英一
１　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６号
熊本県上益城郡山都町橘259番地
債務者　山邊　浩二
１　決定年月日時　平成23年６月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月18日午前11時
　　熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２３年（フ）第７号
熊本県阿蘇市内牧2052番地２
債務者　下城良之介
１　決定年月日時　平成23年６月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月18日午後１時30分
　　熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２３年（フ）第６１７号
東京都狛江市西野川２丁目１番６―101号
債務者　村山　通成
１　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月19日午前11時
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６３２号
東京都立川市幸町２丁目16番地の４都営幸町第五　１棟101号
債務者　穴沢伊久子
１　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部